

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次 ページ

議会規則

○秋田県議会傍聴規則の一部を改正する規則(三・議会議務局政務調査課)……………1

議会訓令

○秋田県議会議務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令(三・議会議務局政務調査課)……………1

議 会 規 則

秋田県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年十一月二十一日
秋田県議会議長 中 泉 松之助

秋田県議会議訓第三号

秋田県議会傍聴規則の一部を改正する規則

秋田県議会傍聴規則(昭和三十五年秋田県議会議訓第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「傍聴人の取締」を「会議の傍聴」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十一月二十四日から施行する。

議 会 訓 令

秋田県議会議訓第三号

事務局 一般

秋田県議会議務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十一月二十一日

秋田県議会議長 中 泉 松之助

秋田県議会議務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令

秋田県議会議務局行政文書管理規程(平成十二年秋田県議会議訓第二号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第二十三条中「急施」を「緊急」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年十一月二十四日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄